

65歳以上の介護保険料額が改定に

保険料は5段階から7段階に変更します



いつまでも自分らしい生活が送れるよう社会全体で支える仕組みです

六十五歳以上の人（第一号被保険者）の介護保険料額が三年ごとの事業計画の見直しによって、平成十八年度から改定になりました。本年度の市民税額などを基に保険料を算定し、七月中旬に納入通知書を送付します。

問い合わせは介護高齢福祉課 ☎ 90-61591。

3年で見直す介護保険事業

急速に高齢化が進む中、介護を必要としている人が増えています。そして、家族だけでは介護しきれないことが多く、高齢者による介護負担が増えています。家族や本人の努

力を社会全体で支え、高齢者の自立を助けるというのが介護保険の精神です。

介護保険料は、自己負担を除き、半分を国や県、市で負担し、残りの半分を四十歳以上の人が納付した保険料で賄います。

なお、介護保険事業は三年ごとに計画を見直します。

40歳以上の人が納めます

□40歳～64歳の人（第2号被保険者）の保険料
加入しているそれぞれの医療保険の保険料として、一括して算定されています。

は、加入する健康保険組合などで確認してください。
□65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料
満六十五歳になった日（誕生日の前日）のある月の分から算定され、一人一人が保険料を納めます。

に比べて、基準額の〇・五倍から一・七五倍までの七段階に分かれます（表1のとおり）。
□保険料を滞納すると
保険料を納めないでいると、介護サービスを利用するときに、滞納した期間に応じて給付制限を受けることがあります。

れています。
□保険料の減免
災害など特別な事情がある人は、保険料の減免が受けられます。減免を受けるには、

申請書と理由を証明する書類が必要です。
特別徴収と普通徴収など
□納付方法
保険料の納付方法は次の三つです（表2のとおり）。
①特別徴収：年金から天引き
②普通徴収：納付書または口座振替での納付
③併用徴収



区分	対象者	算式	保険料額		改定幅	
			平成15～17年度	平成18～20年度		
第1段階	(7)生活保護を受給している人 (4)市民税非課税世帯で高齢福祉年金を受給している人	基準額×0.5	1万8,600円	2万4,400円	5,800円	
第2段階	市民税非課税世帯で、本人の合計所得と年金収入額の合計額が80万円以下の人	基準額×0.5	2万7,900円	2万4,400円	△3,500円	
第3段階	市民税非課税世帯で第1・第2段階以外の人	基準額×0.75		3万6,600円	8,700円	
第4段階	市民税本人非課税で世帯員が課税の人	基準額	3万7,200円	4万8,800円	1万1,600円	
激変緩和措置（経過措置）	第4段階のうち、税制改正によって第1段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度		3万2,200円		
		平成19年度		4万500円		
	第4段階のうち、税制改正によって第2段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度		3万2,200円		
		平成19年度		4万500円		
第5段階	市民税課税（合計所得金額が200万円未満）の人	基準額×1.25	4万6,500円	6万1,000円	1万4,500円	
		第5段階のうち、税制改正によって第1段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度		3万6,600円	
			平成19年度		4万8,800円	
		第5段階のうち、税制改正によって第2段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度		3万6,600円	
	平成19年度		4万8,800円			
第6段階	市民税課税（合計所得金額が200万円以上400万円未満）の人	基準額×1.5	5万5,800円	7万3,200円	1万7,400円	
		第5段階のうち、税制改正によって第3段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度		4万4,400円	
			平成19年度		5万2,700円	
		第5段階のうち、税制改正によって第4段階からの激変緩和措置対象者	平成18年度		5万2,700円	
	平成19年度		5万6,600円			
第7段階	市民税課税（合計所得金額が400万円以上）の人	基準額×1.75		8万5,400円	2万9,600円	

※平成17年度介護保険料は、旧前橋地区における保険料額を基準とし、改定幅も旧前橋地区を基準に表しています。
※激変緩和措置対象者（平成17年地方税法改正によって非課税から課税になる人）は、保険料段階が急激に上がるため、本来の保険料よりも負担割合を低くし激変を緩和します。激変緩和措置は、上段が18年度、下段が19年度の保険料額で、20年度に本来の保険料額になります。

区分	対象者	納付方法	平成18年度の納期
特別徴収	高齢・退職年金や遺族・障害年金などを年額18万円以上受給している人	年金から天引き	4月、6月、8月、10月、12月、2月の偶数月
普通徴収	上記以外の人 ①高齢・退職年金や遺族・障害年金などが年額18万円未満の人 ②高齢・退職年金を受給していない人（高齢福祉年金受給者など） ③年度途中で65歳になった人や転入した人 ④年金支払停止や現況届け未提出により年金差止めになっている人	納付書または口座振替で個別に納付	7月から来年2月までの毎月
併用徴収	特別徴収となっている人が市民税の変更などによって保険料が増額となった場合、差額分を納付書（普通徴収）で納める方法を併用することがあります。詳しくは介護高齢福祉課へお問い合わせください。		

●**仮徴収と本徴収**
特別徴収は四月支給の年金から天引きが始まりますが、七月に介護保険料が決まるため四月・六月・八月は二分介護保険料納付額と同額を仮に徴収（仮徴収）。仮徴収額と年間介護保険料額との差額は本徴収額十月・十二月・二月分）で調整して天引きします。
仮徴収額と本徴収額の差が大きいのと思われる人には、六月と八月の天引き時に増額や減額で調整をして予定の額を変更して通知し、均衡を図ることもあります。
●**口座振替**
普通徴収の納付は口座振替が便利です。申し込みは、各金融機関に配置してある「前橋市税等口座振替依頼書（自動払込利用申込書）」に記入の上、金融機関の窓口へ。